

## 答 申

### 1 審査会の結論

埼玉県公営企業管理者（以下「実施機関」という。）が令和3年10月5日付けで行った公文書部分開示決定は、妥当である。

### 2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和3年8月12日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「①草加柿木産業団地（草加柿木フーズサイト）の企画開発に掛かる意思決定に関する文書 ②草加柿木産業団地（草加柿木フーズサイト）への物流企業誘致決定に至る関連文書[物流施設の運営を主たる事業とする〇〇〇会社――〇〇〇を選定した経緯]」の公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、「①平成28年度企業局産業団地予備調査及び可能性調査対象地区の決定について」（以下「本件対象文書1」という。）、「②第6回企業局産業団地整備推進会議の結果について」（以下「本件対象文書2」という。）及び「③第7回企業局産業団地整備推進会議の結果について」（以下「本件対象文書3」という。）の3件の公文書を特定した。
- (3) 実施機関は、令和3年10月5日付けで、別表に掲げる不開示情報16及び17については条例第10条第1号に、不開示情報2、3、4、11及び12については条例第10条第2号に、不開示情報1、7、8、9、10及び15については条例第10条第5号ホに、不開示情報5、6、13及び14については条例第10条第2号及び第5号ホに該当するため不開示とする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、実施機関に対し、令和3年12月3日付けで、本件処分（のうち

物流企業に関連する部分)を取り消す、との裁決を求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和4年9月7日に実施機関から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、令和4年11月21日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (7) 当審査会は、令和4年12月26日に審査請求人の口頭意見陳述を聴取した。
- (8) 当審査会は、令和5年2月9日に実施機関から意見書の提出を受けた。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

本件処分(のうち物流企業に関連する部分)を取り消す、との裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

ア 草加柿木産業団地(柿木フーズサイト)への企業誘致に関連し、(ア)から(エ)を確認した。

(ア) 当該団地共同事業者である草加市立案地区計画(平成28年10月5日開催、埼玉県都市計画課＝草加市都市計画課間の共通議事録に添付の当初案)においては「建築制限用途として”倉庫業を営む倉庫”」「建物高さも25m以下」と記載されていること。

(イ) 当該産業団地への応募企業エントリー実施前であるにもかかわらず、平成28年11月4日付け埼玉県都市計画課＝草加市都市計画課間で土地用途変更に関わる地区計画協議の中で、草加市側から「企業の意向で30mに(以下略)」の発言があり、それは埼玉県企業局からの言質を受けてのものであったと草加市側からの口頭回答があったこと。

(ウ) 平成28年度第一回企業局産業団地整備推進会議にて審議された資料[マスコミ等に対応する想定問答(案)]にも、県企業局が運営する工業用水を

大量に使う大手食品製造企業等の立地促進が記載されていること。

(エ) 平成29年7月9日開催の近隣住民を対象とした「草加柿木地区産業団地整備に係る事業概要・都市計画手続説明会」において、県企業局側から「誘致する企業については物流企業にご遠慮いただき（以下略）」との説明があったこと。

それにもかかわらず、平成29年7月18日に開始された埼玉県企業局作成のエントリー企業募集要領においては「倉庫業を営む倉庫」が建築制限から除外、〇〇〇会社（実態は〇〇〇）という物流倉庫企業が誘致され、高さ31mの物流倉庫建屋が建設されている。

当該産業団地は良好な住居環境の維持を旨とする第一種住居専用地域（越谷市レイクタウン地区）に直接的に接しているながら、「農地」から「工業地域」に用途変更され、かつ開発造成されたものである。国土交通省の都市計画運用指針においても、第一種住居専用地域に隣接して工業地域は用途指定しない旨の規定（地区計画の設定による例外規定あり）があるにもかかわらず、県内でも他に類例のない形で工業地域に用途変更された点についても、埼玉県都市計画課に確認済みである。

工業用水を大量に使う食品製造企業誘致を念頭に産業団地整備が行われる計画だったことに対して、なぜ物流倉庫企業が応募・内定されたのか。物流企業にはご遠慮いただくとの住民説明の僅か10日後に、なぜ物流企業でも応募できる募集要領が公開されたのか。当初建築高さ25mとして地区計画が立案されたのに、なぜ建築高さ制限が最終的に最大31mまで緩められ、かつ同制限高での物流倉庫が建築されるに至ったのか。このように当該物流倉庫企業の誘致決定経緯には、甚だ不可解な点が存在し、不適切な行政執行が疑われることから、これを明らかにする必要がある。

しかし、実施機関から本件処分を受けた。

イ 実施機関は、不開示理由を条例第10条第2号、条例第10条第5号ホのためとしている。

しかしながら本件処分は、産業団地の開発造成に関わって近隣居住者の良好な住民環境を侵害するおそれがあり、また住民説明会においても虚偽の説明をしていることから、その行政行為が適切であったのかどうかを確認するために必要な情報を隠蔽するものであって、条例第12条の公益上の理由に該当し、応募企業及び埼玉県企業局の公文書について不開示とすべき理由はなく、実施機関は条例の適用を誤っていると考える。

ウ 本件処分により、審査請求人は、良好な住居環境に居住できる幸福追求権（憲法第13条）、並びに納税者として行政が適切に執行されているかを知る権利について侵害されている。

エ 以上の点から、本件処分（のうち物流企業に関連する部分）の取消しを求めため、本件審査請求を提起した。

### （3） 反論書の趣旨

ア 本件対象文書1及び本件対象文書2について

審査請求人が本件開示請求を行った令和3年8月時点においては、草加柿木産業団地は既に「予備調査・調査段階・実施決定前」とは言い難く、現に産業団地は開発・造成され、誘致された企業群は建物の建設を含めて事業着手しており、実施機関が主張する支障が生じるおそれは全く無く、部分開示とする正当な理由には当たらない。

イ 本件対象文書2及び本件対象文書3について

当該公文書に含まれる情報は、応募企業が当該産業団地で行う事業の種類、内容、設備投資額、雇用人数などの極めて限定的な情報であり、このような情報が公開されることによって、当該企業の一般的な営業秘密や企業戦略が明らかとなり、事業全体への不利益が生じるおそれがあるとは考えられない。

また、既に当該産業団地の分譲審査は終了済みであり、実施機関が主張する弊害を考慮する必要は全く無い。さらに、事後的に分譲要件や分譲審査の適正さをチェックするという観点から、公開されるべきである。

ウ 本件対象文書3について

個人が特定できる情報を除いた形で情報公開することが検討されるべきであるし、本件産業団地に関わる権利者（地権者）は、不動産登記簿によってもある程度明らかであって、当該情報を開示されなくとも個人識別は可能な状態であるとも言える。

#### エ 裁量による開示を行わないことについて

草加市が作成する地区計画に対する埼玉県企業局の関与は明らかである。第一種低層住居専用地域に直接隣接して開発造成された埼玉県唯一の工業団地という異例さ、県営工業用水を多く使用する企業を誘致するとしながら物流企業の新設ありきで埼玉県企業局主導により進められた地区計画決定の疑義、良好な住環境を求めて越谷市レイクタウン地区に住居を得た多くの住民に対する誤った説明会内容など、審査請求人含め隣接地区に住まう住民にとってこの行政プロセスの透明性や適正さに疑問を感じざるを得ず、これを明らかにすることは大いに公益性にかなうものである。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね以下のとおりである。

### (1) 開示請求された公文書を通じ、不開示とした理由

本件対象文書1及び本件対象文書2には、草加柿木産業団地以外の土地を産業団地候補地とする予備調査（事業実施の可能性を把握するための調査）に関する情報が記載されており、予備調査に係る情報は、これを公開すれば、用地の買収等に著しい支障を生じさせるおそれがあるだけでなく、事業実施の可能性の調査段階であるにもかかわらず実施が決定されたかの誤解を与えて周辺住民を混乱させるおそれがあり、また、実施決定前は非公開が原則であることから、非公開を前提とした関係機関との協議や情報交換等に支障が生じるため、公開できない。

以上から、企業局の業務である産業団地整備事業に多大な支障を生じさせることは明らかであり、条例第10条第5号ホの「事業の適正な執行に支障が生じるおそれがある」ことから、草加柿木産業団地を除く産業団地候補地に係る予備調査の情

報を不開示とした。

- (2) 本件対象文書2及び本件対象文書3のうち、草加柿木産業団地に係る情報で不開示とした部分に係る理由

実施機関は、産業団地の購入希望者をホームページで公募し、応募した企業から、当該産業団地で行う事業の種類、事業内容、予定面積、設備投資額、雇用人数・地元雇用人数、工業用水使用量などの事業戦略を含む企業情報を申込書等に記載して提出するよう求め、提出された文書を基に本件対象文書2及び本件対象文書3を作成して、実施機関の審議資料としている。

そして、申込みを受けて内定した企業情報は本件対象文書2に記載し、内定した企業との協議を経て選定面積が決定された選定企業の企業情報は、本件対象文書3に記載している。

したがって、本件対象文書2及び本件対象文書3の企業情報に係る部分を公開すれば、応募企業の営業秘密や企業戦略が明らかにされることになり、競合他社がこれを知れば、競争上不利益を生じるおそれがあり、また知的財産権関連情報や営業情報が公開されれば当該企業の正当な権利を害するおそれがある。そのため、条例第10条第2号に該当する。

また、実施機関は、上記企業情報を基に分譲対象企業要件チェック基準により判定し、その後、産業団地分譲審査基準に基づき評価することから、分譲要件及び分譲審査基準を公開すれば、応募企業の適正な選択に支障が生じ、また、企業情報を明らかにすれば内定・選定企業の情報と対比することで処分庁の上記基準を推定することができるため、産業団地整備事業の適正な遂行に支障が生じ、経営上の正当な利益を害するおそれがある。そのため、条例第10条第5号ホ「県等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」があり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

- (3) 本件対象文書3のうち、個人情報に係る情報を不開示とした理由

草加柿木産業団地の用地取得に係る地権者等との交渉経緯等が記載されている情

報は、当該情報を開示することで個人が特定され、当該個人の個人情報が開示されることとなるため、条例第10条第1号に該当するとして不開示とした。

(4) 裁量による開示を行わないことについて

条例第12条は、条例第10条各号の不開示情報であっても、実施機関の高度の行政的な判断により、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合には、これを公にすることができるとしている。

審査請求人は、草加市立案地区計画の当初案では、倉庫業を営む倉庫の建築を制限し、建物の高さを25m以下と制限したにもかかわらず、物流倉庫企業に分譲し、高さ制限を変更して31mの物流倉庫建屋を許容したことから、当該物流倉庫企業の誘致決定経緯の適切性に疑問があるので、良好な住環境に居住できる幸福追求権及び納税者として行政が適切に執行されているかを知る権利に基づき開示請求する旨主張する。

草加市立案地区計画は、草加市が策定するものであり、草加市は、都道府県が定める都市計画との適合性などについて埼玉県知事と協議し、草加市が決定するものであって、実施機関には決定権限がなく、実施機関が建築物等の用途の制限及び建築物等の高さの最高限度が住環境に与える影響を検討することもない。

実施機関は、草加市が決定する建築物等の用途の制限と建築物等の高さの最高限度を基に企業を募集するものであり、実施機関の保管する公文書は、その募集に係る情報が記載されているものであって、不開示部分は前記の理由により開示できない情報であるから、審査請求人の開示請求の理由を考慮しても、公益上特段の必要性があると認めることはできない。

よって、裁量的開示は行わないものとした。

## 5 審査会の判断

(1) 本件対象文書について

本件対象文書1は、企業局が整備を行う産業団地の場所を決定するため、予備調査及び可能性調査という2種類の事前調査を実施する場所を決定した起案文書で、

調査実施地区の案及び「平成28年度第1回企業局産業団地整備推進会議」の議事録案で構成されており、当該議事録案には、「平成28年度予備調査の実施について」及び「草加柿木（仮称）地区における可能性調査の実施について」に関する資料並びに当該会議で報告された「平成27年度予備調査の実施結果等について」に関する資料が添付されている。

本件対象文書2は、事前エントリー企業の内定を決定した起案文書で、各企業への内定の通知案及び「平成29年度第6回企業局産業団地整備推進会議」の議事録案で構成されており、当該議事録案には、「草加柿木地区産業団地整備事業事前エントリー企業の内定案について」に関する資料及び当該会議で報告された「平成29年度予備調査の概算事業収支等について」に関する資料が添付されている。

本件対象文書3は、事前エントリー企業の選定を決定した起案文書で、各企業への選定の通知案及び「平成29年度第7回企業局産業団地整備推進会議」の議事録案で構成されており、当該議事録案には、「草加柿木地区産業団地整備事業事前エントリー企業の選定案について」に関する資料及び当該会議で報告された「草加柿木地区産業団地予約分譲スケジュール案について」に関する資料が添付されている。

(2) 本件審査請求について

実施機関は、別表に掲げる不開示情報を条例第10条第1号、第2号又は第5号ホに該当するとして、本件処分を行った。これに対し、審査請求人は、本件処分（のうち物流企業に関連する部分）の取消しを求めて本件審査請求を行ったものである。そこで、当審査会は、本件処分の妥当性について、以下検討する。

(3) 不開示情報該当性について

ア 不開示情報の条例第10条第1号該当性について

条例第10条第1号本文は、「個人に関する情報（・・・略・・・）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（・・・略・・・）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するお

それがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くものとしている。

実施機関は、不開示情報 16 及び 17 を、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第 10 条第 1 号に該当するため不開示としている。

当審査会において当該情報を見分したところ、不開示情報 16 は、草加柿木地区の地権者の氏名とともに用地取得に関する交渉状況等の情報が詳細に記載されており、また、不開示情報 17 は、各用地の取得状況が図示されていることに加えて、地権者の氏名が記載されていることが認められる。

なお、審査請求人は、当該産業団地に関わる権利者（地権者）は、不動産登記簿によってもある程度明らかである旨主張するが、不動産登記簿で用地取得に関する交渉状況等を確認することはできず、また、各個人の交渉状況等が公になっている事実は認められない。

よって、不開示情報 16 及び 17 は、特定の個人を識別することができるものと認められることから、条例第 10 条第 1 号本文に該当する情報であり、また、同号ただし書イ、ロ及びハのいずれにも該当する事情は認められない。

したがって、不開示情報 16 及び 17 は、不開示が妥当である。

#### イ 不開示情報の条例第 10 条第 2 号及び第 5 号ホ該当性について

条例第 10 条第 2 号本文は、「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。この「権利、競争上の地位その他正当な利益」には法人等が有する法的保護に値する権利、公正な競争関係における地位のほか、ノウハウ、信用等法人等の運営上の地位を広く含むものと解されている。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等の権利の保護の必要性、当該法人等と行政との関係等を十分に考慮して適切に判断する必要がある。

また、条例第10条第5号は、「県、国若しくは他の地方公共団体（・・・略・・・）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報とし、同号イからホまでを掲げている。これは、県等の事務又は事業について典型的な「おそれ」を定めるとともに、その他県等の事務又は事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合には不開示とすることができることを規定するものであると解される。そして、同号ホには、「県等が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」が掲げられている。これは、県等が経営する企業に係る事業については、企業経営という事業の性質上、同条第2号の法人等に関する情報と同様な考え方で、その正当な利益を保護する必要があり、これを害するおそれがあるものを不開示とするものであると解される。

(ア) 不開示情報1について

当該情報は、「予備調査の調査地区、検討内容が分かる情報」である。実施機関は、当該情報を、県企業局が行う事業に関する情報であり、開示することにより関係機関との意見交換が円滑に行えなくなることや、調査地区の土地所有者等への個人的な働きかけ、周辺地区に混乱を生じさせることで事業の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとして、条例第10条第5号ホに該当するため不開示としている。

実施機関の主張によると、予備調査に係る情報は、これを開示すれば、用地の買収等に著しい支障を生じさせるおそれがあるだけでなく、事業実施の可能性の調査段階であるにもかかわらず実施が決定されたかの誤解を与えて周辺住民を混乱させるおそれがあり、また、実施決定前は非公開が原則であることから、非公開を前提とした関係機関との協議や情報交換等に支障が生じるため、公開できないとのことである。

これに対し、審査請求人は、草加柿木産業団地は既に「予備調査・調査段

階・実施決定前」とは言い難く、現に産業団地は開発・造成され、誘致された企業群は建物の建設を含めて事業着手していることから、実施機関の主張する支障は生じないとして、不開示とする正当な理由には当たらないと主張している。

この点について、実施機関の説明によると、予備調査は内部的に行うもので、予備調査の実施地区は公にしていけないとのことであり、不開示情報1は、草加柿木産業団地以外のもので着手していない産業団地に関する情報であるとのことである。

当審査会において、当該情報を見分したところ、当該予備調査に関する情報は、全て草加柿木産業団地以外の地区に係る情報であると認められた。

予備調査は、産業団地を整備するに当たっての事前検討段階であり、非公開を前提として市町村と協議や意見交換を行っているとのことである。そうすると、予備調査に関する情報を開示することにより、非公開を前提とした協議内容が開示され、市町村との信頼関係が構築できなくなり、市町村との緊密な連携が求められる同種の事業において、新規に産業団地整備をすることが困難となるなど著しい支障が生じると認められる。

また、予備調査の対象地区に係る情報を開示することは、今後の産業団地の候補予定地区に係る情報を開示することとなり、当該予備調査の対象地区は公になっておらず、事業の実施決定前であることを鑑みると、対象地区や周辺住民の混乱を招くことはもとより、当該地区の用地を事前に買い占め、実施機関に高額での買取りを求めることが可能となるなど、今後の産業団地整備事業に係る用地取得及び予約分譲業務に著しい支障を与えると認められる。

よって、当該情報を開示することにより、新規に産業団地を整備することが困難となり、また、実施可能であった区域、予算、時期等での産業団地整備事業ができなくなるおそれがあり、実施機関の経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、不開示情報1は、条例第10条第5号ホに該当する情報と認められ、不開示が妥当である。

(イ) 不開示情報2、3、4、11及び12について

当該情報は、各企業の産業団地における事業計画に関する情報である。実施機関は、不開示情報2、4、11及び12については、特定の法人の事業計画・取引内容に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他企業と関係する者との関係において正当な利益を害するおそれがあるとして、不開示情報3については、特定の法人の事業計画・検討情報に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利やその他正当な利益を害するおそれがあるとして、条例第10条第2号に該当するため不開示としている。

実施機関の主張によると、本件対象文書2及び本件対象文書3の資料は、産業団地の購入希望者をホームページで公募し、応募した企業から、当該産業団地で行う事業の種類、事業内容、予定面積、設備投資額、雇用人数・地元雇用人数、工業用水使用量などの事業戦略を含む企業情報を申込書等に記載して提出するよう求め、提出された文書を基に作成しているとのことである。そして、企業情報に係る部分を公開すれば、応募企業の営業秘密や企業戦略が明らかになり、競合他社がこれを知れば、競争上不利益が生じるおそれがあり、また知的財産権関連情報や営業情報が公開されれば当該企業の正当な権利を害するおそれがあるとのことである。

これに対し、審査請求人は、企業に関する情報について、応募企業が当該産業団地で行う事業の種類、内容、設備投資額、雇用人数などの極めて限定的な情報であり、このような情報が公開されることによって、当該企業の一般的な営業秘密や企業戦略が明らかとなり、事業全体への不利益が生じるおそれがあるとは考えられないと主張している。

当審査会において当該情報を見分したところ、申込み企業の名称、当該企業に関する情報及び申込み企業が当該産業団地で行う事業に係る情報等が具

体的に記載されていた。当該情報は、企業の内定又は選定の時点における文書に記載されたものであり、各申込み企業の外部からは通常知り得ない事業計画や経営戦略に関する機密性、重要性の高い情報と認められる。また、当該情報が公になっている特別な事情も認められない。

よって、当該情報を開示することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、不開示情報2、3、4、11及び12は、条例第10条第2号に該当する情報と認められ、不開示が妥当である。

(ウ) 不開示情報5、6、13及び14について

当該情報は、「分譲対象企業の要件チェック基準の内容と、それに係る企業の情報」及び「分譲審査基準の内容と、それに係る企業の情報」である。実施機関は、当該情報を、特定の法人の事業計画・検討情報に関する情報であって、開示することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、条例第10条第2号に該当するため、また、県の分譲対象企業を決定する事務に関し、不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、条例第10条第5号ホに該当するため不開示としている。

実施機関の主張によると、企業情報に係る部分を公開すれば、応募企業の営業秘密や企業戦略が明らかにされることになり、競合他社がこれを知れば、競争上不利益が生じるおそれがあり、また知的財産権関連情報や営業情報が公開されれば当該企業の正当な権利を害するおそれがあるとのことであり、また、当該企業情報を分譲対象企業要件チェック基準により判定し、その後、産業団地分譲審査基準に基づき評価することから、審査基準等の情報を公開すれば、応募企業の適正な選択に支障が生じ、経営上の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

これに対し、審査請求人は、企業に関する情報については、応募企業が当該産業団地で行う事業の種類、内容、設備投資額、雇用人数などの極めて限

定的な情報であり、このような情報が公開されることによって、当該企業の一般的な営業秘密や企業戦略が明らかとなり、事業全体への不利益が生じるおそれがあるとは考えられないと主張し、審査基準等の情報については、当該産業団地の分譲審査は終了済みであり、実施機関の主張する弊害を考慮する必要は全くなく、事後的に分譲要件や分譲審査の適正さをチェックする観点から、開示すべきであると主張している。

なお、実施機関の説明によると、審査基準等の情報については、同様の審査基準を他の産業団地でも使用しており、これを公開することとすると、今後進める産業団地の整備に多大な影響を及ぼすとのことであった。

さらに、当審査会において、実施機関が開示理由とした「不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」について、実施機関に対して意見を求めたところ、審査基準等が開示された場合、実施機関が重点的に評価する項目を知った申込企業が、事業計画を改変し企業選定を操作される可能性を生じさせ、基準を知らない企業との公平性を失わせることになるとのことであった。

これらの主張及び説明を踏まえ、当審査会において以下検討する。

当審査会において当該情報を見分したところ、企業の審査に係るチェック項目や審査項目とともに当該産業団地で行う事業計画を含む各企業の情報が具体的に記載されており、それに対する実施機関の評価も記載されているものであった。

各企業に関する情報については、企業の内定又は選定の時点における文書に記載されたものであり、各申込み企業の、外部からは通常知り得ない事業計画や経営戦略に関する機密性、重要性の高い情報と認められる。

よって、当該情報を開示することにより、各申込み企業の機密性・重要性の高い情報が公になり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、審査基準等の情報は、産業団地整備に係る分譲企業の選定事務にお

いて、分譲企業を決定するうえでの根幹となる重要な情報であり、また、これを開示することにより、応募企業が、実際の能力にかかわらず、基準に特化した事前の用意を行うなど、選定においてどのようにすれば有利に進められるかが判明することになるものと考えられる。そうすると、今後、実施機関が同種の審査及び選定を行う場合、企業の能力を正確に把握し、適切な企業を選定する業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められることから、実施機関の主張には、合理的な理由があると認められる。

よって、当該情報を開示することにより、産業団地整備事業の適正な遂行に支障が生じ、実施機関の経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、不開示情報5、6、13及び14は、条例第10条第2号及び第5号ホに該当する情報と認められ、不開示が妥当である。

(エ) 不開示情報7、8、9及び10について

当該情報は、分譲対象要件チェック基準及び産業団地分譲審査基準に関する情報である。実施機関は、当該情報を、県の分譲対象企業を決定する事務に関し、不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、条例第10条第5号ホに該当するため不開示としている。

産業団地整備に係る分譲企業の選定事務において、審査基準等の情報は、分譲企業を決定するうえでの根幹となる重要な情報であり、また、これを開示することにより、応募企業が、実際の能力にかかわらず、基準に特化した事前の用意を行うなど、選定においてどのようにすれば有利に進められるかが判明することになるものと考えられる。そうすると、今後、実施機関が同種の審査及び選定を行う場合、企業の能力を正確に把握し、適切な企業を選定する業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報を開示することにより、産業団地整備事業の適正な遂行に支障が生じ、実施機関の経営上の正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、不開示情報7、8、9及び10は、条例第10条第5号ホに該当する情報と認められ、不開示が妥当である。

(オ) 不開示情報15について

当該情報は、「予約分譲に向けてのスケジュール案に関する情報」である。

当審査会において、当該情報を見分したところ、予約分譲を行うに当たって、想定できる状況及びそれぞれの状況に係る利害得失が記載されているものであった。

実施機関は、当該情報を、県企業局が行う事業を行うための検討情報であり、開示することにより関係機関との意見交換が円滑に行えなくなり、事業の適正な執行に支障が生じるおそれがあるとして、条例第10条第5号ホに該当するため不開示としている。

この点について、当審査会において実施機関に対して意見を求めたところ、実施機関が不開示理由とした「関係機関との意見交換が円滑に行えなくなる」の「関係機関」とは共同事業者の市町村を指すとのことである。また、当該情報は本件のような実施機関が行う産業団地整備事業における一般的なノウハウであり、今後整備する産業団地事業においても、使用する可能性が高い情報とのことであった。

当該情報は、実施機関が、市町村の用地買収における不測の状況に備えるものであり、実施機関が行う市町村との協議の場で明らかにすることが予定されているものではない。仮に当該情報が予め明らかにされた場合、市町村の用地買収の取組に影響を与え得る情報であると認められる。産業団地整備事業においては、実施機関と関係機関である市町村との緊密な連携が必要であるが、当該情報が開示されることにより、今後の産業団地整備事業に関する実施機関と市町村との協議において円滑な意見交換が行えず、実施機関の予約分譲業務に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報が開示されることにより、今後の産業団地整備事業に著しい支障を及ぼすおそれがあり、実施機関の経営上の正当な利益を害するお

それがあると認められる。

したがって、不開示情報15は、条例第10条第5号ホに該当する情報と認められ、不開示が妥当である。

(4) 条例第12条該当性について

条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第10条第7号に該当する情報を除く。）が記載されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。」と規定している。

ここで、「公益上特に必要があると認めるとき」とは、条例第10条第1号から第6号までの不開示情報の規定に該当する情報であるが、実施機関の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。条例第10条各号においても、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、本条は、第10条の規定を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお、公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、実施機関の裁量において開示することができるとするものである。

審査請求人は、公益上の理由から条例第12条の裁量的開示を求めているが、審査請求人の主張には具体的な公益上の必要性は認められず、不開示とすることにより保護される利益に優越するまでの公益上の必要があるとは認められない。したがって、条例第12条を根拠に実施機関において公益上の理由による裁量的開示をすることが適当と解することはできない。

(5) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

武市 周作、今泉 千晶、安原 陽平

審議の経過

年 月 日	内 容
令和4年 9月 7日	諮問(諮問第335号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和4年10月20日	審議(第一部会第152回審査会)
令和4年11月21日	実施機関から意見聴取及び審議(第一部会第153回審査会)
令和4年12月26日	審査請求人から意見陳述聴取及び審議(第一部会第154回審査会)
令和5年 1月23日	審議(第一部会第155回審査会)
令和5年 2月 9日	実施機関から意見書を受理
令和5年 2月16日	審議(第一部会第156回審査会)
令和5年 3月22日	審議(第一部会第157回審査会)
令和5年 5月 8日	答申

別表

不開示情報			
	本件対象 文書	文書	情報
不開示 情報 1	1	公文書全般	予備調査の調査地区、検討内容が分かる情報
	2		
不開示 情報 2	2	公文書全般	エントリー企業として内定した時点で公表されていない企業名及びその企業に関する情報
不開示 情報 3	2	公文書全般	内定面積
不開示 情報 4	2	資料 1 - 1	企業の事業計画等に関する情報、立地予定企業数に関する情報
		草加柿木地区産業団地 内定企業（案）	
不開示 情報 5	2	草加柿木地区産業団地 申込み企業要件チェック	分譲対象企業の要件チェック基準の内容と、それに 係る企業の情報
不開示 情報 6	2	草加柿木地区産業団地 得点表	分譲審査基準の内容と、それに係る企業の情報
不開示 情報 7	2	分譲対象企業要件チェック 基準	チェック基準
不開示 情報 8	2	産業団地分譲審査基準	審査基準の内容
不開示 情報 9	2	事前エントリー手続フロー	審査基準の内容
不開示 情報 10	2	草加柿木地区産業団地整備 事業における事前エントリー に係る事務処理要領	審査基準の内容
不開示 情報 11	3	公文書全般	エントリー企業として選定し、その後に公表されて いない企業名及びその企業に関する情報
不開示 情報 12	3	資料 1 - 1	企業の事業計画等に関する情報、立地予定企業数に 関する情報
不開示 情報 13	3	草加柿木地区産業団地 申込み企業要件チェック	分譲対象企業の要件チェック基準の内容と、それに 係る企業の情報
不開示 情報 14	3	草加柿木地区産業団地 得点表	分譲審査基準の内容と、それに係る企業の情報
不開示 情報 15	3	資料 2 - 1	予約分譲に向けてのスケジュール案に関する情報
不開示 情報 16	3	参考資料 2 - 1	権利者との交渉状況に関する情報
不開示 情報 17	3	参考資料 2 - 2	草加柿木地区用地取得状況に関する情報